

第 18 回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時：令和 2 年 12 月 9 日(水)
13 時 30 分～ 時 分
場 所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、中谷庶務係長、近重議事係長

議 題

1 政務活動費の広聴費について

(1) 活用事例案について

2 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

(1) 議員政治倫理条例の改正にかかる検討について

3 その他

・ 請願者等の意見陳述の機会について（案）の検討

○次回開催 月 日（ ） 時 分 第 4 委員会室

広聴費

内 容	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談などに要する経費
支出内容	会場使用料、資料印刷費、会議に伴う湯茶、茶菓子代
充当例等	<p>【会場使用料、資料印刷費、会議に伴う湯茶、茶菓子代】</p> <p>議員が行う住民からの意見聴取、住民相談、意見交換会等の開催に係る会場使用料、垂れ幕、看板等の作成費、お茶代（ペットボトル程度）、茶菓子代（200円程度）、アンケート用紙やDM等又は懇談会や住民相談会等で使用する書類の作成費、はがき代</p>
備 考	<p>支出できない経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食費 <ul style="list-style-type: none"> 議員のお茶代・飲食費 ※はがき、切手など・・・当該年度中に使用するもののみ支出可能 従って必要な使用枚数のみ購入のこと ● 議員の所属政党または後援会等が主催する意見交換会等 ● 後援会会員のみへ行うアンケート等 <p>支出できる経費と注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民との意見交換会等は、会派で、または他の議員との合同で開催する場合も支出可能 ※選挙活動（または選挙の事前運動）、政党活動、後援会活動との誤解を生じさせないよう時期や内容、参加対象者等に配慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> 例) 幼稚園統合に関する市民との意見交換会 協働のまちづくりに関する意見交換会 など 経費…会場使用料、開催案内文の郵送代、折り込み料、資料印刷代、お茶代・茶菓子代など ○ 市民へのアンケートについては、アンケート内容がわかるもの（使用したアンケート用紙など）を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> 例) 風力発電事業に関する地域住民アンケート 神楽館整備に関する市民アンケート など 経費…アンケート用紙印刷代、アンケート用紙の配付、回収に係る郵送代、折り込み料など ○ 印刷製本費については、必ず、成果品を1部添付又は提出すること。 ○ 郵送代を支出した場合には、実際に送付したもの（現物あるいは写し）を1部添付すること。ただし、印刷製本費の成果品と重複する場合には、政務活動費収支報告書添付資料に明記の上、省略可とする。 ○ 意見交換会等を開催したときは、意見交換会等実施報告書を終了後14日以内に提出すること。

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

平成18年 2月16日
 改正 平成19年 3月20日
 平成22年 3月18日
 平成25年 3月12日
 平成25年 7月26日
 平成28年11月25日
 平成31年 3月12日
 令和2年 3月16日

浜田市議会運営委員会決定

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年浜田市条例第6号)第5条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることのできる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃しようとするときは、議会運営委員会に諮って了承を得て実施する。
- 3 収支報告書に添えて提出する領収書等証拠書類については、原則原本とし、原本の提出が困難な場合は写しをもってこれに代えることができる。
- 4 議員は、政務活動費を支出したときは必ず領収書(書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。)を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類(レシートや相手方が発行する支出証明書等)を得ること。
 なお、どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないとき(調査研究費を支出したときなど)は、証明できるものをもってこれに代えることができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うとき、研修会などに参加するときは、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、調査研究活動終了後は14日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。
- 6 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっても、公務災害補償の対象にはならない。
- 7 平成19年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を示す添付資料を提出することとする。
- 8 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了後は5日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。
- 9 議員が広聴費を使用して意見交換会等を開催したときは、意見交換会等終了後14日以内に意見交換会等実施報告書を提出するものとする。

附則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

- 平成19年3月20日 一部(7項を追加及び別表使途基準細目変更)を改正。
 平成22年3月18日 一部(5項中報告書様式を変更、追加及び別表使途基準細目変更)を改正
 平成25年3月12日 一部(本則中政務調査費を政務活動費に変更及び8項を追加し申請書、報告書様式を新たに規定及び別表を改正)を改正
 平成25年7月26日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費)を改正
 平成28年11月25日 一部(5項中調査研究活動報告書の提出期限を変更)を改正
 平成31年3月12日 一部(3項を領収書等証拠書類について変更及び別表資料作成費を変更)を改
 令和2年3月16日 一部(別表政務活動費をあてることのできる経費中、資料購入費の新聞購読料について変更及び備考欄を設け、宿泊料について追加)を改正

様式(細則#)

年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

印

意見交換会等実施報告書

下記のとおり意見交換会等を行ったので、その結果を報告します。

記

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	
参 加 者	(対象となる市民、参加人数)
目的・内容	
備 考	

◆議員政治倫理条例の改正にかかる検討について

1. 審査請求（第5条）

【現状】議員だけが審査請求できる。

議員2人以上が連署する書面により行わなければならない。

【検討結果】議員だけでなく、市民からも請求できるようにする

市民何人以上か、市民1人でも可とするが議員何人の連署が必要かは、
要検討

【根拠・理由】

2. 審査会の委員（第8条）

【現状】委員は、議長が議員のうちから任命する。

委員の任期は、議員の任期とする。

【検討結果】議員を除く識見者6人

【根拠・理由】

3. 審査会の公開（第14条：調査審議手続き等の非公開）

【現状】審査会の行う会議又は調査審議の手続きは、公開しない。

ただし、過半数の同意があるときは、この限りではない。

【検討結果】原則公開。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の
2以上の同意を必要とする。

【根拠・理由】

4. その他

①政倫審条例遵守の宣誓書や誓約書を提出（米子市、防府市、檀原市、水戸市）

【検討結果】

【根拠・理由】

②就業等の報告義務を明記（笠岡市、鹿嶋市）

【検討結果】

【根拠・理由】

③税の納付証明書の提出義務あり（檀原市）

【検討結果】

【根拠・理由】

④前文に議会基本条例について明記（笠岡市、防府市、多摩市、鹿嶋市）

【検討結果】

【根拠・理由】

⑤政治倫理基準の規定（各市によって異なり、特徴がある）

・・・別途他市の一覧表あり R021116 資料料 2-3

- (例) ・ ハラスメントや人権侵害について規定（鹿嶋市、ひたちなか市、宇和島市）
- ・ 市職員へ職務の執行を妨げる等の不当行為をしないことを規定（多くの市）
 - ・ 市税等の納税義務、公共料金の納付、支払いの遵守を規定（鹿嶋市） など

【検討結果】

【根拠・理由】

⑥請負・市との契約に関する規定（各市によって異なり、特徴がある）

・・・別途他市の一覧表あり R021116 資料 2-3

【検討結果】

【根拠・理由】

⑦その他

請願者等の意見陳述の機会について（案）

1. 目的

請願や陳情の委員会審査の場において、提出された請願書や陳情書（以下、「請願書等」とする。）だけでは、表現しきれなかった請願者や陳情者（以下、「請願者等」とする。）の願意や意見を述べる機会を設けることにより、議会への市民参加を促す。また、これにより委員会審査の充実を図り、さらには議会の政策立案等に生かす。

2. 請願者等の意見陳述

請願者等の意見陳述とは、請願者等が審査時に委員会委員に対し、請願書等の趣旨説明として、提出するに至った思いや意見を述べること言う。

3. 請願者等の意見陳述の申請方法

- ① 意見陳述を希望する請願者等は請願書等の提出時に、「意見陳述申出書」に必要事項を記入し、意見陳述の申し出をする。
- ② 定例会議開会日の委員会において、意見陳述の可否を決定する。【要検討】
→（基本的に意見陳述を可とする考えで進める方向なら委員会での可否は不要）
- ③ 審査時の委員会において、意見陳述を希望する請願者等は意見陳述を行う。
（意見陳述の時間は、1件につき5分以内とする。） *時間は要検討
- ④ 所管委員会の委員は請願者等に質疑を行うことができるが、請願者等は委員へ質疑を行うことはできない。（参考人招致の場合と同様）

4. その他に必要な検討項目・注意が必要な事項

- ① 請願者等の意見陳述の機会を設けることとした際の規定の明記
（議会基本条例、委員会条例、申し合わせ事項など）
- ② 請願者等から請願書等以外の説明資料の配布の可否
- ③ 同一趣旨の請願等が再度出た場合の対応
→（思いを聞くというスタンスを重視するなら不可にはできない。）
- ④ 一人あたりの時間制限など
（〇分/件、〇分/人など、件数が多い場合、時間がかかり他の審査へ影響する。）
- ⑤ 意見陳述の場・委員会中のどの時点で行うか
（従来どおりの流れで請願等の審査時、請願等の審査を他の議題より先に行う等）
*意見陳述の際の請願者等への費用弁償はなし（参考人招致の場合はある）
*意見陳述する場合でも、趣旨など書面でわかるよう請願書等は必要 など

★浜田市議会基本条例

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

- 第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。
- 2 議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
 - 3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動を行わなければならない。
 - 4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動を行わなければならない。
 - 5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮を行わなければならない。

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

- 第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動を行わなければならない。
- 2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動を行わなければならない。
 - 3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動を行わなければならない。
 - 4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。